

風致地区内行為許可申請チェックリスト（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積）

No. 1

許可申請書類等のチェック項目		備考
☐	1 許可申請書	
☐	2 案内図 ☐ 縮尺(1/2500 程度) ☐ 方位 ☐ 施行箇所 ☐ 道路鉄道等交通機関 ☐ 目標となる公共建築物、河川等	
☐	3 現況図 ☐ 縮尺(1/200～1/800 程度) ☐ 方位 ☐ 地名・地番 ☐ 行為地の境界線 ☐ 等高線 ☐ 断面図の位置	
☐	4 公図の写し ☐ 方位 ☐ 地名・地番 ☐ 敷地境界線 ☐ 施行箇所	
☐	5 縦・断面図 ☐ 当該敷地の現況と計画(出来上がり予定)の対比図	
☐	6 行為予定図（計画図） ☐ 縮尺(1/200～1/800 程度) ☐ 方位 ☐ 行為地の境界線 ☐ 道路幅員 ※ ☐ 植栽計画及び許可行為変更の場合は変更対照図	
☐	7 行為地面積等算定図 ☐ 縮尺(1/200～1/800 程度) ☐ 行為地の面積の求積図及び求積表	
☐	8 現況写真（行為地及び周辺） ☐ 行為を行う区域を明示	
☐	9 その他 ☐ 従前に許可を受けている場合、その許可書の写し、図面等	
許可基準等のチェック項目		備考
☐	堆積の規模に関する基準 ☐ 堆積物の高さ:3m以下 ☐ 堆積に係る敷地の規模は、500 m ² 以下であること。 ☐ 堆積に係る敷地の周辺に建築物が建ち並んでいる場合、堆積物から堆積に係る敷地の境界線までの距離が次のとおり確保されていること。 ☐ 第1種風致地区:1.5m以上 ☐ 第2種風致地区:1.0m以上	「堆積に係る敷地」とは、物件の堆積場、車両の通路、事務所の敷地、その他の堆積場と一体として利用される土地のことをいう。
☐	堆積物の遮へいに関する基準 ☐ 堆積に係る敷地の外周に沿って、堆積物を遮へいすることができる塀又は植栽帯が設けられていること。 ☐ 堆積に係る敷地のうち道路等の公共用空地に面する部分にあっては、敷地境界線と堆積物との間におおむね1.5m以上の幅の植栽帯が設けられており、かつ、植栽帯の内側に堆積物を遮へいすることができる塀が設置されていること。	

許 可 基 準 等 の チェック 項 目		備 考
☐	塀又は植栽帯に関する基準 ☐ 塀は、高さが3m程度であり、色彩が灰色、こげ茶色又は薄茶色で、周辺の風致と調和するものであること。 ☐ 植栽帯は、3mにつき1本以上の高木及び低木が配置されていること。 ☐ 物件の堆積期間が特定の工事期間中に限られる等その時間が短い場合は、植栽帯に関する取扱いを緩和できる。(注)	(注)については、都市計画課窓口にて協議により判断を行うこととする。
☐	関係他法令等 ☐ 廃棄物処理法、岐阜県埋立て等の規制に関する条例など ☐ 岐阜市自然環境の保全に関する条例 ☐ 水質汚濁防止法、土壌汚染対策法 ☐ 建築基準法(建築物及びこれに附属する門若しくは塀の建築行為、擁壁の設置など) ☐ 都市計画法(開発許可行為など)	[担当部署] 産業廃棄物指導課 環境保全課 〃 建築指導課 開発・盛土指導課

※ すべての法令を網羅したものではありません。

※ 本チェックリストは、申請に当たっての基本チェック事項であるので、詳細は窓口にて御確認ください。